

経営協議会学外委員からの主な意見等への対応状況（平成23年度）

経営協議会	学外委員からの主な意見等	対応状況
<p>第43回 (平成23年4月21日)</p>	<p><b>【学術相談制度の導入について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来の業務に支障をきたすようなトラブルが起こらないように、きちんとした制度設計をするべきである。</li> <li>・ 先行して本制度を導入している大学を参考に、制度設計及び問題点の対応等を行えば良いのではないか。</li> <li>・ 現在の仕組みで本当に困っているのか実態を把握すべきである。</li> </ul>	<p>従前は、企業から教員への技術的な相談については、教員へ直接、或いは産学官連携センターへの問い合わせを受け、教員との面談により行われており、無償による対応、指導助言を行うための兼業による対応、或いは奨学寄付金や、共同研究・受託研究契約による対応とその内容に応じて対応が様々で、対応方法を教員が判断しなければならなかった。また、無償でノウハウが流出する恐れもあった。</p> <p>本制度により、窓口を産学官連携センター所属のコーディネーターに一元化し企業等との調整を図ることにより、これまでの問題点が解消され、さらには共同研究、受託研究契約への進展も期待できるものである。</p> <p>既にいくつかの大学では、企業等からの技術相談への対応を有償による制度化として行っており、年間を通して多額の収入を得ている大学もある。本制度の検討に当たっては、それら先行の大学の規程、実際の事務処理方法の確認、調査を行ったうえで、「電気通信大学学術相談取扱規程」を制定し制度化したものである。</p>
<p>第45回 (平成23年7月14日)</p>	<p><b>【規程等の制定及び一部改正について（懲戒規程改正関係）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セクハラ及びパワハラ等を通報する窓口について、外部に窓口を置くところが多いので、検討した方が良いのではないか。</li> <li>・ このような懲戒規程等を整備したからには、並行して、問題が起こった時の広報体制も専門家に判断を委ねたりして、準備をしておくのが良いのではないか。</li> </ul>	<p>外部のセクハラ及びパワハラ等を通報する窓口については、平成23年1月から開始している「電気通信大学健康相談サービス」の委託相談内容に含まれている。</p> <p>懲戒処分事案の公表については、国の制度等を参考として「国立大学法人電気通信大学における懲戒処分の公表基準」に基づき適切に行うほか、個別の事案の対応については、必要に応じて顧問弁護士に相談をしているところである。</p>
<p>第49回 (平成24年3月14日)</p>	<p><b>【総合コミュニケーション科学教育研究機構の設置について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の名称を総合コミュニケーション科学推進機構とした方が良いのではないか。</li> </ul>	<p>機構の名称を「総合コミュニケーション科学推進機構」に変更した。</p>